

敦賀市福祉総合センター指定管理者候補者選定委員会の選定結果報告書

敦賀市福祉総合センターの指定管理者の募集について、敦賀市福祉総合センター指定管理者候補者選定委員会は、応募者から提出された事業計画書、申請者への質疑応答により、選定委員が管理運営、経費の縮減等の項目について評価を行い、次のとおり指定管理者候補者の適格者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

1 選定団体名

施設名	申請者
敦賀市福祉総合センター	社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会

2 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 申請団体数

1団体

4 申請者の資格等についての適合状況の審査

申請者の資格及び欠格事項（団体であること、市税等を滞納していないこと等）については、申請書に添付された証明書類との照合等により、いずれも適合していることを確認した。

5 事業計画の審査

- (1) 事業計画の選定基準は、当該施設の条例及び規則に定める指定の基準とした。
- (2) 条例及び規則に規定する指定の基準をもとに選定基準（8を参照）を定め、それぞれの項目に配点をし、1委員1000点満点の評価とした。各委員の評価書の得点数を合計したものの平均点が600点以上である場合、申請者を適格者とした。

6 選定委員会委員

氏名	職名等
北村隆子	敦賀市立看護大学 教授
藤本昇明	中小企業診断士
田邊繁雄	税理士
森越優	敦賀市区長連合会 副会長
大塩清	敦賀市身体障害者福祉連合会 副会長
中野義夫	敦賀市福祉保健部長

7 選定の経過

令和6年7月19日	第1回選定委員会 ・指定管理者制度の概要説明 ・施設の概要等説明 ・管理運営状況の説明 ・募集要項の確認
令和6年8月1日	募集要項配布開始
令和6年8月2日	申請受付開始
令和6年8月8日	応募者説明会
令和6年9月9日	申請受付締切
令和6年9月25日	第2回選定委員会 ・選定・評価方法の決定 ・申請者及び申請内容の確認 ・施設見学
令和6年10月31日	第3回選定委員会 ・申請者のプレゼンテーション ・申請者への質疑応答 ・評価書の集計 ・候補者の選定

8 評価点

敦賀市福祉総合センター

選定基準	配点	評価点
		敦賀市社会福祉協議会
1 管理運営		
(1) 利用者の平等な利用が確保されているか	70	50.67
ア 施設の管理運営を希望する理由は適切か イ 経営に関する基本的な考えは適切か		
(3) 施設の効用が最大限に発揮されているか	90	65
ア 設置目的に基づいた運営方針が示されているか イ 施設の利用促進策に具体性があるか ウ 運営事業計画が施設の設置目的に基づいた計画となっているか		
(4) 敦賀市の市政推進に寄与するものであるか	90	65
ア 魅力あふれる地域のまちづくり等に寄与する工夫がされているか イ 再委託、物品の調達について、敦賀市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか ウ 障害者の雇用など福祉施策への取組みに配慮がなされているか		
(5) 利用者へのサービス向上について	270	198

ア サービス向上のための工夫が有効かつ具体的な内容となっているか		
イ 施設運営に対する住民の声が反映される体制となっているか		
ウ 利用者の苦情に対して適切な対応がなされるか		
(5) 経営の規模及び能力について	210	136
ア 類似業務の実績があるか		
イ 職員を確実に確保し得る採用計画、管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか		
ウ 配置職員の勤務形態・勤務条件及び配置職員の人材育成・研修計画は適切か		
エ 非常事態に対応し得る防災・安全管理計画となっているか		
オ 個人情報の管理が適切か（プライバシーポリシーの制定）		
カ 保守管理に対する考え方は適切か		
キ 法人の経営状況は適切か		
2 経費の削減		
(6) 施設の管理運営費用の縮減について	270	174
ア 経費削減が適切になされているか		
イ 敦賀市が支払うべき指定管理料が基準管理費用の範囲内で最小限に抑えられているか		
ウ 効率的運営のための具体的な計画や工夫が提案されているか		
合 計	1000	688.67

9 申請者の適格性及び講評

(1) 適格性

申請者は指定管理者として施設を管理運営する能力を十分有していると認められたため適格者として選定した。

(2) 講評

人件費が厳しい中、職員配置の工夫により経費削減に努めている。今後も安定した運営のため、職員の従事实績の記録を残して、経費について敦賀市と協議していくこと。また、今後も市民にとって利用しやすい施設であるため、必要な備品、修繕について敦賀市と密に協議していくこと。